

豊中市立庄内さくら学園 PTA 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は、豊中市立庄内さくら学園 PTA と称する。

第2条 (目的)

この会は、保護者と教職員がお互いに理解を深め、協力して家庭と学校と社会における児童、生徒の幸福の増進をはかる事を目的とする。

第3条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童、生徒の活動を支援する。
2. 会員相互の資質向上のために、研修等をすすめる。
3. 学校の教育環境の整備をはかる。
4. 公教育を充実することを努める。
5. 民主的な教育を推し進め、国際理解、親善に努める。

第4条 (方針)

この会は、教育を本旨とする任意団体として次の方針に従って活動する。

1. この会は、非営利的、非宗教的、非政治的であって本会の名においていかなる営利的企業を支持する事も、またその他のいかなる職務の候補者を推薦する事もできない。
2. この会は、児童、生徒、青少年の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体又は地域の各団体とは常に話し合いをもってお互いの協力を決定する
3. この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉も受けてはならない。
4. この会は、学校の管理や人事に干渉しない。
5. この会による個人情報の適正な取り扱いの為に別紙の通り、個人情報取り扱い規則を定める。

第2章 組 織

第5条 (会員)

この会は、次の者を会員とする

1. 庄内さくら学園に在籍する児童、生徒の保護者又はそれに代わる者。
2. 庄内さくら学園の学園長及び教職員。
3. 会員はすべて平等の権利と義務を有する

第6条 (会計)

1. この会の経費は会費、自発的な寄付金、その他をもって支弁する。
2. この会の会費は1家庭月額300円とする。
3. この会の会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第7条 (役員選出)

1. 役員等の選出は、実行委員会が中心となる。
2. 各学年より2名以上の学年委員を選出し、18名以上の実行委員会を構成する。
3. 学年委員は、原則として自薦他薦の形で選出する。
4. 役員(4役)は、実行委員会の中から選出する。
5. 別途、役員候補指名委員会を設置することはしない。

第8条 (役員)

各役職を1名以上とする。

会 長 実行委員
副会長 実行委員
書 記 実行委員又は教職員
会 計 実行委員

役員任期は1ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

第9条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりである

- 会長 ①会長は会を代表し総会及び実行委員会を招集する。
②すべての集会、委員会の報告を受ける。
- 副会長 ①会長の補佐し、その代理をつとめる。
- 書記 ①総会及び実行委員会の議事を記録するとともに、各種会合の通知を発送する。
- 会計 ①この会のすべての収支を記録し領収書を保管するとともに、会計帳簿は会員の要望があれば開示、決算総会は会計監査を経て会計報告をする。

第3章 会 議

第10条（総会）

この会の総会の招集は次のとおりである

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
2. 総会は会長が招集し定足数は3分の1（委任状を含む）以上とする。
3. 総会は年2回以上開く、ただし実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は会長が臨時に総会を招集する。
4. 総会の議決は出席者の過半数で決める。

第11条（実行委員会）

実行委員会はこの会の役員、各学年委員会の委員長、副委員長、学園長、副校長、教頭およびPTA担当教職員によって構成される。

1. 実行委員会は会長または委員の2分の1以上の要求があったときに開催する。
2. 実行委員会は委員の2分の1以上の出席を必要とする。

第12条（実行委員会の任務）

実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 学年委員会等によって立案された事業計画を検討する。
2. 総会に提出する議案を調整する。
3. 必要のある場合に特別委員会を設ける。
4. 役員の欠員が生じたとき、総会にはかり、これを補充する。
5. その他、会員により委任された事務を処理する。

第13条（会計監査委員会）

1. この会の会計を監査するため、会計監査委員を2名置く。
2. 会計監査委員は実行委員会で決めて会長がこれを委嘱する。
3. 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し決算総会で会計監査の報告をする。

第14条（保護者ボランティア）

本会は、活動ごとに「子どもたちのサポーター」としてボランティアを募っていく。

第15条（改正）

この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成が無ければ改正することができない。

第4章 細 則

第1条（総則）

1. 新役員に関する報告ならびに年間計画及び、収支予算の審議決定は、年度当初の総会で行う。
2. 会計監査を経た収支決算の報告は、年度最終の総会で行う。

第2条（改正）

この会の運営に関して必要な細則はこの会則に反しない限り、実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は細則を制定、または改廃した場合は、その結果を定期総会に報告しなければならない。